(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中及び出産後の者の属する育児及び家事の支援を必要とする家庭に、育児及び家事の支援を行う厚木市ほっとタイムサポーター(以下「サポーター」という。)を派遣し、その費用の一部を助成することにより、当該家庭の子育て負担の軽減を図ることを目的とするほっとタイムサポーター事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ほっとタイムクーポン券」とは、次条に規定するサポーターの派遣対象者のうち第2号の対象者が、1回に限り無料でサポーターを利用することができる厚木市が発行する券をいう。

(対象者)

- 第3条 サポーターの派遣対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第82号)に基づく住民基本台帳に記録されている者であって、午前9時から午後5時の間において同居の親族等から育児及び家事の支援が受けられず、育児及び家事を行うことが困難な状態にある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 妊娠中で、妊娠に伴う疾病により安静が必要であると医師から診断された者
  - (2) 出産後、6箇月以内(多胎出産の場合は、1年以内)の者
  - (3) 厚木市育児支援訪問事業実施要綱第2条の規定により、サポーター派遣による支援が必要と 判断された家庭
- 2 前項の規定にかかわらず、乳児と共にその保護者が在宅しない等の理由により、市長が派遣することが適当でないと認める者に対する支援は行わないものとする。

(支援の内容)

- 第4条 サポーターが行う支援内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 育児に関する支援
    - ア もく浴の補助
    - イ授乳
    - ウ おむつ交換
    - エ 兄弟姉妹の送迎(徒歩圏内のものに限る。)
    - オ 兄弟姉妹の世話
    - カ 通院等の付き添い
    - キ その他必要な育児の支援
  - (2) 家事に関する支援
    - ア 食事の準備及び後片付け
    - イ 居室の清掃及び整理整頓
    - ウ 衣類の洗濯
    - エ 食材及び生活必需品の買い物(徒歩圏内のものに限る。)
  - (3) 育児に関する相談及び助言

(利用登録)

- 第5条 サポーターによる支援を受けようとする者は、厚木市ほっとタイムサポーター利用申請書 (第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請は、妊娠中においては妊娠が判明した時点から、産後においては出産日から行うことができる。
  - (1) 妊娠中の支援においては、診療情報提供書又は診断書の写し
  - (2) 出産後の支援においては、母子健康手帳の表紙及び出生届出済証明部分の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急を要すると認めるときは、口頭による申出を行った上で、事後に申請書を提出することができる。

(利用の承認)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、速やかに利用の要否について決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により支援を決定したときは厚木市ほっとタイムサポーター利用承認(変更)通知書(第2号様式)により、支援しないことを決定したときは厚木市ほっとタイムサポーター利用不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(支援の回数、時間等)

- 第7条 前条の規定により支援の決定を受けた者(以下「利用者」という。)の利用は、次に掲げる時間の範囲で行うものとする。
  - (1) 妊娠に伴う疾病により安静が必要であると診断された日から出産予定日までの間における20時間
  - (2) 出産日から出産後6箇月までの間における20時間(多胎出産の場合は出産日から出産後12箇月までの間における40時間)
  - (3) 要支援家庭と判断された日から6箇月までの間における30時間
- 2 利用時間は、1日当たり午前9時から午後5時までのうち、連続して2時間とする。
- 3 利用時間は、サポーターの訪問から辞去までの実質支援時間とし、サポーターの食事、休憩時間は利用時間に含まない。

(利用の申出等)

- 第8条 利用者は、支援を必要とする日の2日前の日(その日が厚木市の休日を定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その休日前の直近の休日でない日とする。第3項において同じ。)の正午までに、市長に申し出なければならない。ただし、期限後であっても、サポーターの確保が可能な場合は、申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定により申出があったときは、直ちに派遣等の可否を確認し、申出に応じる ことができないときは、その旨を利用者に連絡するものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定による利用の申出を取り消し、又は変更しようとするときは、支援を 必要とする日の前日の午後5時までに、その旨を市長に申し出なければならない。

(利用料金の支払)

- 第9条 利用者は、支援に係る費用として、次に掲げる額に基づき算定した額の利用料金をサポーターに対し支払わなければならない。
  - (1) 1回(2時間)1,800円
  - (2) 派遣先までの交通費及び援助活動中の交通費の実費(片道2キロメートル未満の移動及び

徒歩による移動の場合を除く。)。この場合において、自動車、オートバイ又は自転車を利用 したときは厚木市職員の通勤手当の例による。

2 前項の規定にかかわらず、ほっとタイムクーポン券の利用者は、同項第1号に規定する1,800 円の支払を免除されるものとする。

(取消料)

第10条 利用者は、第8条第3項に規定する期日を過ぎて利用申出を取り消したときは、利用料金及び使用した交通費の全額をサポーターに対し支払うものとする。

(利用料金の助成及び申請)

- 第11条 利用者は、第7条に規定する利用期間が終了したときには、利用状況を取りまとめ、厚木市ほっとタイムサポーター利用助成金給付申請書兼請求書(第4号様式)及び厚木市ほっとタイムサポーター利用報告書(第5号様式)を翌月10日までに提出することにより、第9条に規定する額(援助活動中の交通費を除く。)の3分の1に相当する額について助成を受けることができる。ただし、生活保護受給世帯については、全額について助成が受けられるものとする。
- 2 前項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 ほっとタイムクーポン券を利用し、支払が免除された1,800円は、助成の対象外とする。 (助成の方法)
- 第12条 市長は、厚木市ほっとタイムサポーター利用助成金給付申請書兼請求書が提出された ときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を承認するときは承認した日から30日以内に 指定された口座に振り込むものとする。

(利用者の義務)

- 第13条 利用者は、この要綱の趣旨に沿った制度利用に努めるとともに、サポーターの業務遂行に 協力しなければならない。
- 2 利用者は、承認を受けた支援以外をサポーターに要求してはならない。

(利用登録の変更等)

- 第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚木市ほっとタイムサポーター利用資格変更・喪失届(第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 第5条の規定による申請の内容に変更があったとき。
  - (2) 支援を必要としなくなったとき。

(変更等の承認)

第15条 市長は、前条の第1号に掲げる事由に規定による届出(同条第1号に該当する場合に限る。)があったときは、厚木市ほっとタイムサポーター利用承認(変更)通知書により利用者に通知するものとする。

(支援の取消)

- 第16条 市長は、第14条第1項第2号に掲げる事由に該当し、同条の規定による届出があったときは、支援を取り消すものとする。
- 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の申込みにより支援を受けたとき。
  - (2) 利用料金を支払わないとき。

3 市長は、第1項又は第2項の事由により支援を取り消す場合、厚木市ほっとタイムサポーター利用取消通知書(第7号様式)により利用者に通知するものとする。

(サポーターの登録及び要件)

- 第17条 サポーターとして活動する者は、厚木市ほっとタイムサポーター登録申請書(第8号様式)により市長に申請しなければならない。
- 2 サポーターは、次に掲げる要件を備えている者とする。
  - (1) 心身ともに健全であること。
  - (2) 産じょく婦及び子どもの福祉に関し、理解と熱意を有すること。
  - (3) 第4条に掲げる事項について適切に実施する能力を有すること。
  - (4) 次のいずれかに該当すること。
    - ア保育士
    - イ ホームヘルパーで、原則として養成講習3級以上を修了した者
    - ウ 介護福祉士
    - エ 保健師又は看護師
    - オ 子育てアドバイザー

(サポーター登録の承認)

- 第18条 市長は、前条第1項の規定によりサポーター登録の申請があったときは、内容を審査し、 速やかに登録の可否について決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により登録を行うことを決定したときは厚木市ほっとタイムサポーター身分証明書(第9号様式。以下「身分証明書」という。)を交付し、登録を行わないことを決定したときは厚木市ほっとタイムサポーター登録不承認通知書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 身分証明書の有効期間は、その発行の日の属する年度から当該年度の翌々年度の3月31日までとする。
- 4 前項に規定する有効期間は、延長することができる。この場合において、サポーターは、第20 条に規定する研修を2回以上受講するものとする。

(サポーターの責務)

- 第19条 サポーターは、支援活動をするときは、身分証明書を常に携帯するものとする。
- 2 サポーターは、支援活動をしたときは、厚木市ほっとタイムサポーター訪問記録簿(第11号様式)に必要事項を記入し、利用者の承認を受けた後、活動月の翌月の5日までに市長に提出する ものとする。
- 3 サポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(サポーターの研修)

第20条 市長は、サポーターに対し、年1回以上研修を実施するものとする。

(活動中の保険)

第21条 サポーターの支援活動中の事故等は、サポーター損害保険、賠償責任保険及び利用者傷害 保険の対象とする。

(備付書類)

第22条 市長は、サポーター派遣の状況を明確にするため、厚木市ほっとタイムサポーター利用台 帳(第12号様式)を整備するものとする。

(ほっとタイムクーポン券に係る利用料金請求)

第23条 サポーターは、厚木市ほっとタイムサポータークーポン券利用料金給付申請書兼請求書 (第13号様式)に利用者から提出されたほっとタイムクーポン券及び第19条第2項の訪問記録簿 を添付し、市長に提出することで利用料金を受けることができる。

(利用料金の支払)

第24条 市長は、前条に規定する厚木市ほっとタイムサポータークーポン券利用料金請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは適当と認めた日から30日以内に指定された口座に利用料金を振り込むものとする。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は平成25年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成25年11月22日から施行する。 附 則
- この要綱は平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は令和2年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は令和3年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は令和5年2月23日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

### 厚木市ほっとタイムサポーター利用申請書

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

私は、厚木市ほっとタイムサポーターを利用したいので、次のとおり申請します。

名       〒       TEL         住所       厚木市       FAX         財産日       令和       年月日       日田産予定日 及び対域が週数       令和       年月日       日・対域         長名       ふりがな       続柄       年齢       生年月日       通勤         年月日       年月日       年月日       年月日         世帯の区分       () 課税世帯       年月日       年月日	歳)							
(妊産婦等)       氏名	歳)							
妊産婦等     住 所 厚木市     FAX 緊急連絡先       世帯の区分     住 所 厚木市 厚木市 厚木市 FAX 緊急連絡先       日産日 今和 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
出産日     令和     年     月     日・妊娠       世帯の区分     () 課税世帯								
出産日     令和     年     月     日     分の対域に関数     令和     年     月     日・妊娠       世帯の区分     () 課税世帯								
出産日     令和     年     月     日     分の対域に関数     令和     年     月     日・妊娠       世帯の区分     () 課税世帯								
世帯の区分     年月日       年月日       年月日       世帯の区分     ()課税世帯	週							
世帯の区分 ( ) 課税世帯	動・通学先							
年月日       年月日       世帯の区分       ()課税世帯								
年月日       年月日       世帯の区分       ()課税世帯								
年月日       年月日       世帯の区分       ()課税世帯								
世帯の区分 ( ) 課税世帯								
( ) に○を記入してく ( ) 生活保護世帯 ※証明書が必要です								
( ) 妊娠中で、妊娠に伴う疾病により安静が必要であると医師から診断された	ため							
<ul><li>【病名又は症状】( )</li><li>申請理由 ( ) 出産後、6箇月以内(多胎出産の場合は1年以内)で、体調不良等により育児及び家事</li></ul>								
を行うことが困難なため								
( ) 要綱第2条第1項第3号に該当するため □ もく浴の補助 □ のまの準件サイズ 44/ bb								
□授乳□□授乳□□□授乳□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□								
希望するサービス   育   □ おむつ交換   家   □ 居室の清掃及び整理整頓   にいたのはてくだ   □ □ 兄弟姉妹の送迎(徒歩圏内)   東   □ 本籍の渋湿								
	s (L.)							
支□通院等の付き添い  支□ 通院等の付き添い  支□ 食材及び生活必需品の買								
援 □ 育児に関する相談及び助言 援 □ その他必要な家事の支援 □ その他必要な家事の支援 □ ・								
□ 母子健康手帳の写し □ 診療情報提供書 □ 診断書								
添付書類 □ 生活保護証明書 □ その他( )								
厚木市ほっとタイムサポーターの利用に当たり、必要に応じて私の属する世帯に関								
同意事項   の受給状況、世帯構成等について市長が保管している個人情報を確認することに同意	十乙上汗促菇							
令和 年 月 日 <u>申請者氏名</u>								

# 厚木市ほっとタイムサポーター利用承認(変更)通知書

										令和	年	月	日
			様										
							厚木市	長			Œ		
	年 月 <b>新</b> 認(変更)し <b>通</b> 知します。					, ,				の利用に・ 条第2項	_	•	
利用者	氏 名												
者	住 所	厚木市											
ì	<b>派遣期間</b>	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日			
利	用料金の額		1回	2時間	1,	800	円						
利	川時間数					時間ま	で						
Ž	注意事項	2 申	育もお兄育そ 家食衣そ 請の名とが外に他の事事類の	支谷の林と也 支沙の地接 補換のす要 援備濯要は とり ひとり とり おり とり とうしん こうしん ひんしん こうしん ひんしん しょう かいしょう しょう かいしょう しょう かいしょう はいいい しょう かいしょう はいいい しょう かいしょう はいいい しょう はいいい はいいい はいいい しょう はいいい しょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	話が育児の後い事があった。	_		授乳 兄弟姉 居室 の 及	の付き 清掃及 び生活		の買い物		きやカイこ

# 厚木市ほっとタイムサポーター利用不承認通知書

		令和	年	月	日
様					
	厚木市	₹			(FI)
日付けで申請のありました 思しないことに決定しまし こより通知します。					

#### 第4号様式(第11条第1項関係)

#### 厚木市ほっとタイムサポーター利用助成金給付申請書兼請求書

#### (宛先)厚木市長

- 厚木市ほっとタイムサポーター利用助成金の給付を申請・請求します。
- 給付が決定した助成金は、指定する口座に振り込んでください。
- 口座名義人が申請者以外の場合は助成金の受領を口座名義人に委任します。

#### ※太線の枠内を記入・押印してください。

申請日 令和 年 月 日

申請者 (妊産婦等)				Ħ					
ふりがな						生 年	月日		
対象児名				平成•	令和	年	J	Ħ	日
住 所	〒 厚木市								
電話番号				Tel		_	_		
給付申請理由	厚木市ほっとタイム	サポーター	-利用申請	書のと	おり				
給付申請額 ※ 内訳は裏面に記 入してください。		円	添付	書類	□利□	用報告	書(厚)	木市提出	出用)
利用料金内訳	裏面のとおり								
【助成金振込先口	<u> </u>								
金融機関名		銀行・金	ﯘ庫・組合				支店・	支所•	出張所
預金の種別	普通 ・ 当座	口座番	号						
フリガナ		-				-	•	•	•
口座名義人									
	(NIT)12311 1 30 vs	2 20 Cm	`						

【厚木市処理欄】(以下は記入しないでください。)

次のとおり決定します。					文 11	
助成決定額 (請求額)				円		
助成決定年月日(請求日)	令和	年	月	目		

		禾		斗 金 内 訳 3・全額のいずれかに○をつけてください	助成対象額
1	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
2	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
3	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
4	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
(5)	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
6	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
7	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
8	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
9	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
10	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
11)	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
12	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
13	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
14)	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
15)	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
16	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
17)	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
18	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
19	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
20	月	日 @1,800円	+	円 (交通費) × 1/3・全額 =	円
	請	求金額			円

# 第5

第5号様式(第11条関係)	
厚木市ほっとタイムサポータ	一利用報告書(厚木市提出用)
(宛先) 厚木市長	
次のとおり利用内	内容について報告します。
利用者 氏名: 連絡先	
支援実施日時 令和 年 月 日(	) : ~ :
支 援 内	容
□育児の支援	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	第 □ □ 見弟姉妹の送迎(徒歩圏内)
	○□育児に関する相談及び助言
□その他必要な育児の支援(	
	,
□家事の支援	
□食事の準備及び後片付け □居室等の流	青掃及び整理整頓 □衣類の洗濯
□食材及び生活必需品の買い物(徒歩圏内)	
□その他必要な家事の支援(	)
利用料金 @ 円 ×	時間 = 円
交通費(往復)区間 ~	円(片道km)
A ⊒L	Ш
合 計	円
Anna shee da	(サイン)
領収書	支援者
下記料金、正に領収いたしました。	

領収書
下記料金、正に領収いたしました。
Н
ただし、ほっとタイムサポーター利用料金として
令和 年 月 日
支援者名:

-	
支援者	
利用者	

# 第5号様式(第11条関係)

月5万塚八(月11余)  徐	
厚木市ほっとタイムサポーター利用報告書	(利用者控)
(宛先) 厚木市長	
次のとおり利用内容について報告します。	
利用者 氏名: 連絡先	
支援実施日時 令和 年 月 日( ) : ~ :	
支 援 内 容	
□育児の支援	
□もく浴の補助 □授乳 □おむつ交換 □兄弟姉妹の送迎(徒歩图	劉内)
□兄弟姉妹の世話  □通院等の付き添い  □育児に関する相談及び	
□その他必要な育児の支援(	)
	,
   □家事の支援	
□ □ □ ②・ □ ○   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ③   ③	<b>光濯</b>
□食材及び生活必需品の買い物(徒歩圏内)	
□その他必要な家事の支援(	
,	
利用料金 @ 円 × 時間 = F	円
文通費(往復)区間 ~ 円(片道 km)	
合 計 円	
(+)	イン)

領収書下記料金、正に領収いたしました。
円 ただし、ほっとタイムサポーター利用料金として
令和       年       月       日         支援者名:

## 厚木市ほっとタイムサポーター利用資格変更・喪失届

				-	, 4,	シヘコロシへ		· C / V III			
								令和	年	月	日
(宛先) 厚	京木 市 長										
				申請	者住所 _						
				申請	者氏名_						
				電話	番号 _						
	)、厚木市ほの						喪失し	たので、	厚木市	ほっと	ニタイ
利用者	氏 名										
小小刀石	住 所	厚木市									
	変更事項										
□変更	変更前										
	変更後										
□ 喪失	□ 厚木市の	の区域に住	所を有る	さなくな	った。						
	□ その他	(				)					
事由発	生年月日	令和	年	月	日						

## 厚木市ほっとタイムサポーター利用取消通知書

						令和	年	月	日
			様						
					厚木市	長			
次の理由に。 第16条の規	より耶	なり消して	すること						きまして 事業実施 
									_

# 厚木市ほっとタイムサポーター登録申請書

				<i>*</i>	令和	年	月	日	写真	
(宛先)	厚木市	長								
			申請者	主所						
			申請者」	氏名						
			電話番	号						
		厚木市ほっとタイ 綱第 17 条第 1 項の					ので、厚	東木市ほ	つとタイ	イムサポ
登録者	氏名			男 •	女	生年月日	昭和•	西暦 年	月	日
有门	住所	厚木市								
資格要件	□ 介記 □ 保例 □ 看記	ームヘルパー養成 養福祉士	講習3%	及以上修	了					
支援内容	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	見の支援 浴の補助 つ交換 姉妹の世話 に関する相談及び他必要な育児の支援 の準備及び後片を の洗濯 他必要な家事の支	□ □ 薬援( け □		の付き					
添付書類		各要件を証明する			その	)他				
備考	(1) 心 (2) 産	次の要件を満たしまりとも健全である じょく婦及び子と 事の支援並びに青	こと。 ごもの福	祉に関し	、 理	解と熱意を			を有する	ること。

#### 厚木市ほっとタイムサポーター身分証明書

#### 表面

号

第

厚才	た市ほ	つとか	タイム	ナポー	ター	身分	証明書
写真	į.	氏	名				
		昭和	・西暦	年	J	]	日生
上記の	者は、	厚木	市ほっ	とター	イム	ナポー	ーター`
あること	ヒを証	明する	5。				
令和	年	月	日	発行			
		厚木市	<b>节長</b> (J	氏名)			ED
有効期間	盯						
令和	年	月	日~令	和	年	月	日

#### 注意事項

- 1 本証は、活動に当たり常に携帯し、必要があるときは提示してください。
- 2 本証は、その取扱いを慎重にし、他人に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 3 本証を亡失し、又は記載事項に変更があった場合は 速やかに届け出てください。
- で 4 本証は、ほっとタイムサポーターの身分を失ったと きは、直ちに返納してください。
  - 5 活動中に事故等が発生した場合は、速やかに子育て 支援センターに連絡してください。

子育て支援センター (046 - 225 - 2922)

#### 裏面

# 厚木市ほっとタイムサポーター登録不承認通知書

			令和	年	月	日
	様					
		厚木市長			(EI)	
令和 年 月 日付は、次の理由により承認し要綱第 18 条第 2 項の規定に(理由)	ないことに決定し	ことを厚木市ほっとタイプはしたので、厚木市ほっ				

### 第11号様式(第19条第2項関係)

厚木市ほっとタイムサポーター訪問記録簿 「厚木市提出用」	)
(宛先)厚木市長	
次のとおり利用内容について報告します。	
利用者 氏名: 連絡先	
支援実施日時 令和 年 月 日( ) : ~ :	
支 援 内 容	
□育児の支援	
□ □ □ □ □ □ □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
□兄弟姉妹の世話  □通院等の付き添い  □育児に関する相談及び助言	
□その他必要な育児の支援( □その他必要な育児の支援( □その他必要な育児の支援(	
□家事の支援	
□食事の準備及び後片付け □居室等の清掃及び整理整頓 □衣類の洗濯	
□食材及び生活必需品の買い物(徒歩圏内)	
□その他必要な家事の支援(	
利用料金	
交通費(往復)区間 ~ 円(片道 km)	
^ =1	
合 計 Description	

(サイン)

連絡事項	支援者
	利用者

#### 第11号様式(第19条第2項関係)

厚木市ほっと	タイムサポーター訪問記録簿	(支援者控)								
(宛先) 厚木市長										
次のとお	らり利用内容について報告します。									
利用者 氏名:	利用者 氏名: 連絡先									
支援実施日時 令和 年 月	日 ( ) : ~	:								
-	支 援 内 容									
□育児の支援 □もく浴の補助 □授乳 □おむつ交換 □兄弟姉妹の送迎(徒歩圏内) □兄弟姉妹の世話 □通院等の付き添い □育児に関する相談及び助言 □その他必要な育児の支援() □家事の支援 □食事の準備及び後片付け □居室等の清掃及び整理整頓 □衣類の洗濯										
□食材及び生活必需品の買い □その他必要な家事の支援										
利用料金 @	円 × 時間 =	円								
交通費(往復)区間	~	km)								
合 計	円									

(サイン)

連	絡	事	項	支援者
				利用者

## 第12号様式(第22条関係)

## 厚木市ほっとタイムサポーター利用台帳

### 利用者

No.	派遣日	派遣時間	サポーター名	利用料金(円)	給付申請日		振込予定	日	備	考
1	月日	: ~ :			月	日	月	日		
2	月日	: ~ :			月	日	月	日		
3	月日	: ~ :			月	日	月	日		
4	月日	: ~ :			月	日	月	日		
5	月日	: ~:			月	田	月	田		
6	月日	: ~:			月	田	月	田		
7	月日	: ~ :			月	日	月	日		
8	月日	: ~:			月	田	月	田		
9	月日	: ~ :			月	日	月	日		
10	月日	: ~ :			月	日	月	日		

# 厚木市ほっとタイムクーポン券利用料金給付申請書兼請求書

(宛先)厚木市長

• 厚木市ほっとタイムクーポン券利用料金について請求します。

申請日 令和 年 月 日

# 債権者(サポーター) ※太線の枠内を記入・押印してください。

氏	名	(FI)								
住	所	〒 厚木市								
電話番号				Tel .	_		_			
請求	額		F	3						
【振込先口座】										
金融機関名		銀行・金庫・組合 支店・支所・出								・出張所
預金の私	重別	普通	口座番号							
フリガ	<b>゛</b> ナ									
口座名	養人									

【厚木市処理欄】 (以下は記入しないでください。)

						受 付
次のとおり決定します。						
助成決定額 (請求額)				円		
助成決定年月日(請求日)	令和	年	月	日		